時事新報

移住論（昨日の續）

會衆國は新世界と比類なき大國にして其面積實に三百五十萬千四百四方里あり之を六萬一千百三十三方里の日本國に比べれば五十七倍にして猶大なりと雖ども其人口の稀疎なること亦奇なりと云ふべし千八百八十年（明治十三年）の調査に據れば僅に五千四十九萬七千五十七人同年調査の日本人口三千五百九十二萬九千六十人より多きなると一千四百五十六萬七千九百九十七人なれども今其土地と人口と割合はすれば日本は一方里に付五百八十七人あるに米國は只の十四人にして日本よりも少なきと五百七十三人なり米國をして日本程の土地人口の比例に至らしむるには現在の人口を別にして廿億六百三十萬四千四百九十二人を要すべし即ち日本全國一人も殘らず米國の野に移住するとしても猶ほ二十億内外の人口は不足なる可し或は此調査は六年前にてなれば其間は米國人口の增殖も少なからざるべけれども之を以て今日の米國を論ず可らずと云ふ者もあるなれども雖とも米國は人口增すときは日本の人口も亦增す可し米國人口の繁殖速きなると世界獨歩とも云ふべき今の人口に十倍するは百年の後なれば六年間の增加は半倍强即ち十四人と付八人位なりとす一方里十四人の人口に八人を合すれば二十四人にして日本は人口は十三年の後と假定するも猶ほ以て二十四と一の比例とを況んや日本の人口も年々に繁殖して十八年の如況は三千七百八十六萬八千九百八十七人に上れり斯の如く日本は人口は其土地の面積に比して法外に多く米國の人口は又法外に少なし彼の法外に少なき所に此法外に多き人民を移殖すれば雙方相賴り自他相得て經國治民の術以て行はるべ況あり去ればにや米國内には到る處官地なるものありて政府は其法を簡にし其價を廉にして外國人民の移住し來るを待つや久し今米國政府が望みに應ずて賣渡さんとする官地を大別して七種とあり

一 耕地 アグリカルチャラルランド とは耕作に耐ゆるの土地にして鍬鋤一たび入れば種生ず苗秀づべし但し牧地も亦其一部なり

總て此類の土地はアラバマ、フロリダ、イルノイス、インヂアナ、ミシガン、ミシシッピー、オハイチ、及びスキスコンシンの八州に亘りミシシッピー河以西の地方にてはカンサス、アラスカの兩州とインヂアンの一地方を除くの外到る處耕地あらざるはなし

一 荒地 とは樵薙と拓き水利を疏し始めて農耕に適するものあり此荒地はカリフチルニヤ、オレゴン、チバダの三州とワシントン、アイダホ、モンテナ、ウヂ、ワイチョン、アリゾナ、ニューメキシコ、及びダコタの八州方に散在せり

一 林地 には既に樹木あるものと未だ立木なきものとあり共に森林を仕立つべき土地にしてカリフチルニヤ、オレゴン、チバダの三州及びワシントン地方に在り

一 石地 は石材を產するの地にして山嶽の出るを嶽地といひ石炭を採掘すべきものを炭地と云ふ其金銀銅鐵等の鑛脈ある所は即ち鑛地と唱ふるものあり

以上此類は官地を賣渡すには土地の科に由て夫れ〳〵管轄の官廳あり此規則あ由て賣買の事務と取扱ふ所を中央土地局と稱しワシントン府に在りオハイチ、インヂアナ、及びイルノイスの三州とは官地左程多からざるを以て其賣買い中央土地局の直轄なれども其餘は各地方に區劃を分ちて一區必ず一の地方土局あり記錄官吏 レヂスター と稱し其下に數人の官吏あり其職は賣渡すべき土地林地を人民に賣渡すに四種の手續あり曰くホームステッド、曰くプレイインプション曰くナンパーカルチャー曰くパブリックセル是なりパブリックセルは廣大なる土地を一度あ糶賣するの法にして大統領の名を以て土地は方角なり種類あり或は入札差出れ期限等を普く全國内に廣告まて人民の所望を促ま其入札は中央土地局あ集めて賣渡の手數を行ふ若ま其糶賣に附すべき土地餘まあ狹小なれば只其土地最寄の新聞紙に廣告まて入札を地方土地局あ集め定日に至り開封れ上それ最も高札の者へ落し即金にて土地と賣渡すこと狹土も廣地と異なるなし扱て此手續を經て賣受けたる以上は其土地は人民の私有ふして復た政府所持は官地にあらざれば之と開發して美穀良材と收むるも本人の自由なり之を荒廢に委まて狐狸の巢窟とあすも亦本人の心次第なり將た又土地を小分して幾人れ手に賣渡すも中央政府は曾て干涉そるの權なき筈なれば自然肥沃千里の良地を捨て可惜不毛の境たるに止まらまひるの憾みなしとせず蓋し新造の國豹變極りなく乍ちまて港灣千艘の船を繫泊乍ちにまて鐵道四通八達の衝となり何時何處に都と成して所謂土一升金一升の地たるは敢て待ち殷く可らざるに非ず是を以て投機の念盛んにまて耕耘に從事するもれあきに至る中央政府も此勢を察して糶賣の法は成るべく廢絶して只管他の三法と奬勵せんとす耕地及び牧地は其代價に由て之を二等に分り一はダブルミニアムランドなり一はミニアムプライスランドとは最低地價の土地と云ふ意味にして其土地の價ふ極行きづまりの直段を定め是より以下い一文も引ずまてプレインプションに由て一エーカル一弗五十錢とすパブリックセールと以て糶賣とるときと雖ども入札の價付け此定めより以下なるを得ず其ダブルミニアムの地價い二弗五十錢にして其名稱の通りミニアムの半價なり

土地は獨りグウンシップのみは皆平常は價に安て場合ふ由てい幾分か直引することもあり何れにしても凡そ官地とあれば一度は必ず糶賣すべ況ものに安て之を糶賣に附しさる上或は一人の買手あきか買手ふるも其入札の價付け皆プレインプションの代價より低きときは之を落さずして之をオッペーランドと稱し再び糶賣そるふとなし又賣れるも賣ぬも未だ糶賣に附せざるものはアンオッペールランドと稱して兩者の間に區別を立て置くみとなり

前文中グウンシップとあるは土地區劃の名稱あり米國にてい全國の土地と測量まて數多の測量區に分ち之を六里四方に區劃してグウンシップとふ之更に三十六分してセクションとふし又更ふ四分せまものをトラクトとふす一トラクトは百六十エーカルにして一エーカルは我四反十八歩强に當るもれあれば一トラクトの反別は七十六町八反なり　（以下次號）

官報

○東京府令第二十六號

明治二十年度郡部地方稅支出收入追加豫算常置委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治二十年五月三十一日　東京府知事男爵高崎五六

明治廿年度郡部地方稅支出追加豫算（●印ハ米穀）

一金六百十一圓	內務費	天野爲之君訂正
金六百十一圓	內務費	鈴木重陽君增補
金六百十一圓	內務費	假金三圓八十錢
		東京大阪文學社

追加豫算金

一金三百四圓　內務費

金三百四圓　內務費

金三百四圓　內務費

明治二十年度郡部地方稅收入追加豫算

合計金九百十五圓

●國庫補助金

●國庫補助金

●國庫補助金

一金九百十五圓

○東京府達第三十九號　郡役所　戶長役場

戶長旅費ハ在廳地ヨリ往返二里以上ヨリ規則第八條ノ車馬賃ヲ支給シ其未滿ハ之ヲ支給セス

但二十年度ヨリ施行スヘシ

明治二十年五月三十一日　東京府知事男爵高崎五六

○辭令　內務省參事官　秋月新太郎

靜岡縣愛知縣岐阜縣滋賀縣石川縣富山縣福井縣監獄巡閱を命ず　內務省參事官　宇川盛三郎

宮城縣福島縣山形縣秋田縣岩手縣青森縣新潟縣監獄巡閱を命ず

○外國人來住の增加　千八百八十六年一三箇月間に歐洲より北米合衆國紐育府に渡來せし移住民は都合六万六百五十二人ありしが本年上三箇月間に於ては其數大に增加して都合八万七千三百六十五人となれり是に由りて觀るときは本年夏期に於て紐育に上陸すべき移住者は極て多數あるべし又歐洲諸國の中、移住民の最も增加せしは愛耳蘭及瑞典にして獨逸人の移住も亦著しく增加せり而して愛耳蘭人は好みて紐育州又は東部の三州に居し以て各製造所に服役し獨逸人及瑞典人は皆其家族を率ゐて渡來し其百中の八十餘は西部地方就中加里福尼州に居住すと云ふ　（以上本年五月三十一日官報）

○文部省沿革略記（五月二十八日の續）

十五年一月東京大學に幹事を置き總理の次位とす○是月音樂取調掛に於て國歌撰定に着手す

二月貸費留學生規則並に修規を更め官費海外留學生規則を定む○是月東京大學理學部觀象掌を天象氣象の二課に分つ○是月特派留學生條規を定む

三月學習院の學科教則等は文部卿之を指揮整理すべき旨を示す○是月文部省書記官伊正順をして宮城福島二縣の學事を巡視せしむ○是月中學校教則大綱を修正す

四月文部大書記官辻新次をして靜岡縣の學事を巡視せしむ○是月文部省中に要實課を置く○是月十五年度より十七年度に至る三箇年間の文部省通常經費額を定めて一圓半金九十三万五千三十五圓とする○是月醫學病院を本年度限り權止し該病院事業の事務は悉に東京大學醫學部をして之を管掌せしむ

五月調査課主席の事務を改定す○是月醫學校通則を定む○是月文部大書記官西村茂樹をして德島愛媛二縣の學事を巡視せしむ○是月東京大學醫學部豫科第五等を廢す○是月東京大學に古典講習科を置き文學部の附屬とする

六月東京大學醫學部豫科を廢して之を豫備門中に編入す因りて該豫備門從前の學科を本愛學科とし醫學部豫科を分愛學科とす○是月東京職工學校の學期及入學年齡を改定す○是月文部省第八年報（明治十三分ノ廿以上採

七月東京大學醫學部醫院を改稱して東京大學醫學部附屬病院とし附屬病院を同第二醫院とす○是月學校生徒の妻に學術授をあすことを禁す○是月東京女子師範學校女子師範學校並に附屬小學校教則を改正し附屬小學校を附屬女兒小學校と改稱し本校據科を廢して更に附屬高等學校を設く○是月大阪中學校規則を定む○是月藏學校通則を定む

八月學事奬勵のため學校用書繪畫器具を府縣立學校に交付す○是月音樂調歌に係る教則を編成す

九月陸軍學科取調員を府縣に募集し東京師範學校に入學し直奬の學科を修習せしむ○是月文部少輔九鬼隆一をして新潟石川二縣文部大書記官中島永元をして岩手青森二縣文部少書記官伊藤雄二をして和歌山栃木二縣の學事を巡視せしむ

十月文部大書記官辻新次をして東京府下の學事を巡視せしむ○是月文部省所轄官立學校給費規則大綱を定む

十一月府縣學務課長等を招集し學事諮詢會を東京湯島聖堂に開く文部大書記官辻新次を以て會幹とす

十二月小學校教員區域の外數町村聯合して中學校等を設くるときは特に其區域に學務委員を置く者を待しむ○是月教育綱領を改題して文部省教育雜誌とす○是月學事奬勵品附與例を定む

十六年一月文部權大書記官久保田譲を滋賀福井の二縣に文部權少書記官江木千之を山梨長野岐阜の三縣に文部權少書記官村冨太郎を福島縣に發遣して其學事を巡視せしむ○是月東京大學法學部附屬校教則を改正し附屬小學校を廢し本校據科を廢して更に附屬高等學校を設く○是月大阪中學校規則を定む○是月藏學校通則を定む

二月教育沿革取調の編纂に着手す因りて其資料取調並目を學び府縣をして資料を蒐集せしむ○是月東京大學文學部に支那古典講習科を置き既設の本邦古典講習科と中部をして支那講習科を置き部省目錄の發行を止む○是月和歌山特地府長官に學事視察を命ず○是月文部省目錄の發行を止む○是月和歌山特地府長官に學事視察を命ず○是月文部省目錄の發行を止む○是月和歌山特地府長官に學事視察を命ず

三月大阪中學校通則を定む○是月府縣學師範生徒募集規則を定む

四月農學校通則を定む○是月府縣學師範生徒募集規則を定む

五月文部省中に官報局を置く○是月官報局事務所を東京湯島聖堂に置く官報の發行を止む○是月官報局を廢し官報局事務所を文部省中に置く官報局事務所を廢し官報局を文部省中に置く官報局事務所を廢し官報局を文部省中に置く官報局事務所を廢し官報局